

2025年4月から国による「多子世帯への支援（大学等授業料・入学金減免）」が拡充されます。

「高等教育の修学支援新制度」について

どのような制度？

「高等教育の修学支援新制度」は修学意欲がありながらも経済的な理由により進学が困難な学生の経済的軽減を目的とした国による支援制度として、2020年4月から始まりました。

- ① 給付奨学金（毎月、学生本人名義の銀行口座に振込みされる、返還不要の奨学金）
- ② 授業料・入学金の減免

家計収入の基準ごとに定められた「支援区分」（第Ⅰ～Ⅳ区分）によって給付奨学金の月額や授業料の減免額が決定します。（①と②の支援を同時に受けることができます。）

「支援区分」は毎年10月に最新の住民税情報に基づいて再判定されます。（適格認定（家計）と言います）

学業基準：一定以上の成績があること、あるいは学修計画書にて学修意欲があることが確認できること

2025年4月から「②授業料等の減免」について、多子世帯への支援が拡充され、家計収入要件（所得制限）が撤廃されます。

※家計収入要件：給付奨学金については現行のまま、授業料減免について所得制限なし

※資産要件：1・2子世帯（給付・授業料減免とも5,000万円未満）
多子世帯（給付：5,000万円未満、授業料減免：3億円未満）

●多子世帯●

生計維持者（原則、父母）が扶養している子どもの数が3人以上の世帯（※奨学生本人が生計維持者に扶養されている必要があります。）

💡ポイント

多子世帯であるかどうかを判定する時、日本学生支援機構は申し込み時直近の「住民税情報」に基づいて判定をします。

2025年一次採用（春採用）

→2024年分住民税情報（2023年1月～12月の所得 2023年12月31日時点の子どもの扶養数）

2025年二次採用（秋採用）


→2025年分住民税情報（2024年1月～12月の所得 2024年12月31日時点の子どもの扶養数）

大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！

開始時期	令和7年度～（入学生・在学生） <small>※令和6年度以前から在学している方も対象となります。</small>	申込手続	令和7年度入学後各学校で
支援対象	子ども3人以上の世帯	所得制限	所得制限なし
減額支援	授業料70万・入学金26万 <small>（私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援） ※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減額支援のみです。現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。</small>	学業要件	学修意欲があれば採用 進学後に満たすべき要件は

チェック✔

◆子ども3人以上の世帯が対象



- 3人同時に扶養（親族から経済的援助を受けること）されている間は、**第1子から支援対象**となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

R7年度改正のよくある質問は

チェック✔

◆要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象



- 一定の要件を満たした学校（大学・短期大学・高等専門学校（4・5年）・専門学校）が対象となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

支援の対象となる学校は

（文科省WEBサイトより）

京都精華大学は対象校です

「授業料・入学金減免額」と「給付奨学金額」

単位：円

年収目安 [減免・給付額]		授業料等減免		給付型奨学金			授業料減免 (入学金除く) + 給付型奨学金 (年額)	
		授業料減免 (年額)	入学金減免 (入学時一回のみ)	給付額		自宅	自宅外	
				自宅	自宅外			
約270万円 以下	第Ⅰ区分	700,000	200,000	月額 (年額)	38,300 (459,600)	75,800 (909,600)	1,159,600	1,609,600
	第Ⅰ区分 (多子世帯)							
約300万円 以下	第Ⅱ区分	466,700	133,400	月額 (年額)	25,600 (307,200)	50,600 (607,200)	773,900	1,073,900
	第Ⅱ区分 (多子世帯)	700,000	200,000				1,007,200	1,307,200
約380万円 以下	第Ⅲ区分	233,400	66,700	月額 (年額)	12,800 (153,600)	25,300 (303,600)	387,000	537,000
	第Ⅲ区分 (多子世帯)	700,000	200,000				853,600	1,003,600
約600万円 以下	第Ⅳ区分 (多子世帯)	700,000	200,000	月額 (年額)	9,600 (115,200)	19,000 (228,000)	815,200	928,000
	第Ⅳ区分 (理工農系)	233,400	66,700				給付奨学金の支援は無し	
約600万円 超	多子世帯	700,000	200,000	給付奨学金対象外			700,000	

※年収は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる

※多子世帯：生計維持者が扶養する子どもの数が3人以上の世帯

※理工農系支援：デザイン学部プロダクトデザイン学科もしくは建築学科在籍者が対象

【ご注意】

- 支援区分に該当し且つ多子世帯の方は「給付奨学金」と「授業料減免」の支援が受けられます。
- 家計基準により各支援区分に該当しない多子世帯の方は「授業料減免」のみ支援が受けられます。
- 入学金減免は入学時の一次採用で申込みもしくは高校時の予約採用で申込みをされた場合のみ支援が受けられます。

授業料減免（多子世帯） 申込み方法等

新学年	対象	申込み方法等
新2・3・4年生	<ul style="list-style-type: none"> 現在、給付奨学生で第1・2・3支援区分もしくは支援対象外となっている方 (停止中・休止中の方) 	<p>2024年度適格認定（家計）において、多子世帯（生計維持者が扶養している子どもの数が3人）と確認できている奨学生に対し、「奨学生本人が生計維持者に扶養されている」ことを確認するために、日本学生支援機構から大学へ確認依頼が届く予定です。（2025年2月中旬以降） <u>確認対象となった方には、随時、大学からメールでご連絡をしますので、速やかに回答してください。</u></p> <p>2025年4月以降の多子世帯支援の対象者となった方にはセイカポータルでお知らせするとともに、必要な手続きについてお知らせします。 また、減免額通知書を配付いたします。（※1）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 現在、給付奨学生で第4支援区分（多子世帯）の方 	<p>2025年4月分から授業料減免額が変更されます。 多子世帯支援対象となったことに伴う必要な手続きについてお知らせします。 また、減免額通知書を配付いたします。（※1）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 現在、貸与奨学金のみ受けている方（過去に給付奨学金を受けたことがない） 初めて奨学金の申込みをする方 	<p>在学採用（一次採用）で申込みをしてください。（申込み期間：4月～6月）（※2） 4月に奨学金申込み説明会開催しますので参加してください。</p> <p>※説明会開催日時についてはセイカポータルでお知らせします。 （2025年3月下旬以降）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 初めて奨学金の申込みをする方 予約採用申込で給付奨学金不採用となった多子世帯の方 貸与奨学金のみ予約採用候補者となっている方 ※貸与奨学金については入学後に「進学届」を提出 		
新1年生	<ul style="list-style-type: none"> 給付奨学金の予約採用候補者の方（予約採用候補者決定通知書に【多子世帯○】の記載がある方） 	<p>入学後に「進学届」を提出（提出期間：4月～7月）（※2） （設問：『高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料減免）を希望します』としてください。）</p>

(※1) 2024年度適格認定（学業）の判定が「継続」もしくは「警告（1回目）」となった方へ通知をいたします。

(※2) 「奨学金の新規申込み」「進学届の提出」については、別途、セイカポータルでお知らせをしますのでお知らせを読んで手続きをしてください。

申込み時期と審査結果時期

【在学採用で申込みする場合】

	申込み時期	審査結果	授業料等減免適用開始月
新1・2・3・4年生	一次採用（春） 4月～6月	6月～8月	2025年4月
	二次採用（秋） 10月～11月	12月～1月	2025年10月

【予約採用候補者となっている場合】（進学届の提出）

	進学届提出期間	本採用	授業料等減免適用開始月
新1年生	4月～7月	4月～7月	2025年4月

- ◆ 新1年生が入学金減免を受ける場合は、一次採用での申込みで採用される必要があります。
 - ◆ 二次採用で申込みをして採用された場合、前期分授業料および入学金の減免支援は受けられません。
 - ◆ 予約採用候補者の方が提出期間中に進学届を提出しなかった場合、辞退となり本採用となりません。
- ※在学採用で新規から申込みが必要
- ◆ 申込みをしてから審査結果が出るまで2～3ヵ月を要します。授業料納入期日にご留意ください。
授業料納入期日を延期する「延納申請」手続きができます。セイカポータルでお知らせがありますのでご確認ください。
(延納申請については経理チームへお問い合わせください。)

- ◆ 学業基準・資産基準について別途要件があります。
詳細は日本学生支援機構WEBサイト（給付奨学金案内等）にてご確認ください。

日本学生支援機構
WEBサイトQRコード



(※WEBサイトをご覧になるタイミングによっては、2024年度の基準が記載されている場合があります。必ず2025年度からの基準についてご確認ください。)